

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、広告を掲出する権利の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 2 月 20 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

場 所	日 時	備 考
山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁本庁舎 203 会議室	令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 9 時 30 分	2 の(1)のイの場所に 広告を掲出する権利
	令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 9 時 40 分	2 の(1)のロの場所に 広告を掲出する権利
	令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 9 時 50 分	2 の(1)のハの場所に 広告を掲出する権利
	令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 10 時 00 分	2 の(1)のニの場所に 広告を掲出する権利

2 入札に付する事項

(1) 広告を掲出できる場所及び期間

場 所	期 間
イ 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁本庁舎 1 階エレベーターホール西側壁面（正面玄関側） 0.5 平方メートル（縦 0.841 メートル、横 0.594 メートル）	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
ロ 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁本庁舎 1 階エレベーターホール西側壁面（食堂側） 0.5 平方メートル（縦 0.841 メートル、横 0.594 メートル）	
ハ 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁本庁舎 1 階エレベーターホール東側壁面（正面玄関側） 0.5 平方メートル（縦 0.841 メートル、横 0.594 メートル）	
ニ 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁本庁舎 1 階エレベーターホール東側壁面（食堂側） 0.5 平方メートル（縦 0.841 メートル、横 0.594 メートル）	

(2) 売却する権利に係る条件等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法 (1)のイからニまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (6) 県内に本店又は営業所等を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課総務係
電話番号 023(621)8355

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県村山総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 3 時までに 4 の場所に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により売却手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。